

# 投稿者 東洋航客

有馬 卓也

はじめに

明治七年二月三日付『東京日々新聞』にシリーズとして連載されていた「外交小言」<sup>(1)</sup>の第六が掲載される。本連載は、当時の日本政府が抱える外交上の諸問題を論じたものだが、その第六は「樺太島に於て魯西亜人と雑居の説」とのサブタイトルが付けられ、樺太問題の論説となっている。内容は概ね翌八年五月に調印される千島樺太交換条約をみすえた樺太不必要論が軸となっている。

そしてこの記事に対し、同年二月二日付『郵便報知新聞』に、東洋航客なるペンネームの人物の「日本政府は無慈無愛と見做す可き説」という「外交小言第六」への反駁記事が掲載される。また、この東洋航客は明治七年一月一日付『郵便報知新聞』にも「日本人民は蛆虫にも劣るの説」という投稿を行っている。さて、この東洋航客こそは、秋月俊幸氏が『日露関係とサハリン島―幕末明治初期の領土問題―』<sup>(2)</sup>に於て、岡本韋庵と論定した人物であり、そのことについては筆者も拙稿「岡本韋庵覚書」<sup>(3)</sup>

に於て少しく論及した。

本論文は、まず東洋航客の思想的立場を再確認するため、これらの記事を紹介する。Ⅰに於て『東京日々新聞』の「外交小言第六―樺太島に於て魯西亜人と雑居の説」を、Ⅱに於て東洋航客の「日本政府は無慈無愛と見做す可き説」を、そしてⅢに於て東洋航客の今一つの投稿記事「日本人民は蛆虫にも劣るの説」を提示・解説する（句読点及びルビは筆者が施したものである。判読出来なかつた文字は■で記してある。また各記事の分節は筆者が便宜上ほどこしたものである）。そして最後に投稿者東洋航客を通じて見た岡本韋庵の志向の一端を論じてみたい。

## Ⅰ 外交小言第六号―樺太島に於て魯西亜人と雑居の説

一

樺太島経界の議論は、吾人みなで何とも其の局を結ぶことを得ず。実に政府の憂苦する所なり、人民の痛心する所なり。今此樺太島の事を論ずるに当り、吾曹は先づ此島は原来<sup>(4)</sup>何<sup>(5)</sup>國民の所有に属すべきか。何故に魯西亜と経界の論を起し、何故に雑居の約

を成したるか。其顛末を通知せざる可らず。然る上にて此島を所  
有し、利益を謀るの目的は、我邦も魯西亜も同一なる乎を熟察し、  
初めて取奥の決を議する事を得べし。

## 二

所領には天然所領と政令所領との二つあり。天然所領とは、假令其地は何の國に属すれども、之に係らず其住民の人種・風俗・土質・山脈・地形・植物等の異同を觀察して論定するに付き、學問の上より來りたる領地なり。又た政令所領とは、全く上説に反対し、天然の異同を顧みず、現に政令の行はるる所の者を以て確定したる実地の領地なり。○此両所領の別は、我日本の如き島國に而已住居したる人々には、ただ解し難き説に似たれども、海外の大陸を旅行したる人には容易に分明なるべし（支那の西北に於て蒙古・韃靼の諸部、又は歐の魯西亜・澳地利・日耳曼・土耳其の諸経界等の如きは、即ち此例なり）。

## 三

今、樺太島の地形・山脈等を觀察して論ずるに、其地たるや、原より魯に属すべきに非ざること瞭然なれども、日本に属すべきとも決して定め難し。蓋し天然の所領は滿州山丹の地に属すべし（此説は独り欧州の地理学者が初めて論じ出したるに非ず。從來我が國にても此説ありて、既に樺太の名は唐人の転訛なれば、古は我が北地にて此島を唐人の住居する地と云ひし事と考へたる例あり）。○然るに我國民は、此樺太島の南角より内地に進み、魯人は又その北角より進み、安永・寛政の頃に至て、初めて互に一島を兩角より開拓したる事を曉り、文化元年、魯國より「レサノット」<sup>(5)</sup>を使節として長崎に來らしめたり。而して「レサノット」

は使命を遂ることを得ざるを以て、蝦夷地を乱暴し、帰國の節に其國都の海濱「コローンスタット」に於て自殺せり。是文化蝦夷の騒動にて（攘夷の令も此時に根す）、幕府に於て北海の事に眼を注ぎたるも、實に此時に始まる。

爾來、北地の議も其儘にて在りけるが、安政元年、魯國より海軍少將「プーチヤチン」<sup>(6)</sup>を使節に命じ条約を結び、國界を定めしめたり。時に条約は米國の例もあれば、幕府にて之を肯んじたれども、樺太島経界の事は、前文の事実なれば、誰も之を確定することを得ず。當時の閣老阿部伊勢守を初め、幕府の有司、眉を擧めて之を議するに、或は日本流の豪傑にて、此島は神武紀元以來皇國の所領なりと云ふ説を主張し、更に實際を顧みざる輩あるに付き、経界の談判も落着に至らず。外國掛りと唱へたる役人も（筒井・川路・松平・河の諸老）困り果て、密かに之を學者に顧問し、淺草天文台に蔵めたる荷蘭版の地球圖を驗するに、此島は恰も北緯五十度の線に於て色を分ち、日魯兩國の界を定めたり。是れ固より荷蘭人の憶測に出たるを、此役人達は屈竟なる証拠と看做し、五十度以上は我領地なれば、一步も之を魯國に与ふ可らず、五十度の経界は海内万国の見認めたる所なりと云ひ張りたり。然るに實際に於て、此時は魯人既に深く南方に進み、漸やく四十五六度の処までも開拓したるに付き、使節（プーチヤチン）も五十度にては承諾せず。談判も条約だけにて國界のことは再び其儘と相成たり。

海港の翌年、即ち万延元年の春、魯國より再び「ムラビヨフ」<sup>(7)</sup>侯を使節に任じ、江戸に來りて此國界を論定せしむ。間部・安藤の諸閣老は、猶を前説を確守し、五十度に非ざれば之を定む

ることを肯んぜず。外国奉行の内にて識見ある人は、建議も致したれども、更に採用せられず。「ムラビヨフ」侯の使命も遂に其功績を奏せざりき。

文久二年、日本政府より外国奉行竹内下野守・松平石見守を特命全權公使に命じ、開港市の延期を条約國に乞ふべき為に欧州に派遣したり。

(新潟・兵庫の両港、江戸・大坂の両市は、日本の人心折合ひ悪しく、条約面の期限に開き難きに付き、慶応三年までの延期を頼む為なり。此時は井伊大老を暗殺したる後にて、攘夷の正議とやら、天誅の義拳とやら、唱へたる野蠻病の流行始めなり)。此公使等は、同年の夏、魯京聖彼得堡に至り、国界の議を起したるに、魯國の外務卿「ゴルチャコフ」は、日本にて二度魯の使節と協議せざるを不満に思ひ、最初は其談判を拒みたれども、初度の使臣たるの故を以て、公使の需に応じ、亜細亞事務総裁兼陸軍中将「イグナチフ」に全權を与へて、我が公使と談判せしめたり(此人は万延元年、魯國の使節と成りて北京に到り、満州の經界を定めたる有名の政事家にて、現今、土耳其在留の魯國大使なり)。其節の談判にも、竹内・松平の両公使は、依然として旧説を主張し、樺太島の日本に属すべき証拠を掲げたれども、彼方にも同様に証拠ありて、所謂水掛け論に涉るに付き、「イグナチフ」は欧州諸國の的例を示し、實地に適當ならざる經界を定め、將來の葛藤を生ぜんよりは、寧ろ經界なきに如かず。實地を験するに、四十七八度の間に山河の南北を区分する所あるにより、此処を以て兩國の界と取極むるならば、魯國は枉げて之に従ふべしと云へり。然るに此両公使が日本を發帆する前に安藤閣老より嚴命ありて、

其執政たる間は決して一寸の地も魯國に与ふ可からざるに付き、五十度以内にては經界を定む可からずと公使の權力に制限あるに依り、両公使は之れに依りて協議することを得ず。○數回の談判を経て後、然らば日魯兩國より來、夏に至りて、全權の者を樺太島に派出し、實地に於て山河の形勢を見定め、国界を定むべしと約定を結び、調印を致して此公使等帰朝せり。

此兩公使の帰朝は文久三年の春なれば、恰も我國にては鹿兒島戰爭を起すの前にして、英國との償金談判に付き、其混雜は沸湯の如く、攘夷鎖港の論勢、甚だ盛んなる頃なるに付き、執政閣老は茫乎とし方向に迷ひ、更に此緊要なる約定には注目せず。○魯國は前年の約定を守り、亜細亞船隊の大將「カサケウイツチ」と云へる人を箱館まで出張せしめ、屢々日本全權の來らんことを促したれども、幕府は因循して其全權を遣はさず。故に「カサケウイツチ」は半年余も空しく箱館に淹留せられて、何の事業もなく空しく引拂ひたり。

元治元年、幕府より外国奉行小出大和守を再び全權公使に命じ、魯京に至りて此国界を議し、前約を履まんことを望みたり。然るに魯國の外務卿は、既に日本人の空議のみ勤め、一点も実効を顧みざるの弊を洞察し、且は前約に違反したるを快しとせず。中々に之に取合はず。數回の談判を重ねて後の今度は、雜居の約定を調印し、日魯の人民は實地に於て開拓し、互に相妨げざることを議決せり。是れ今日雜居の端緒なり。○維新の後に至り、此国界の義に付き、種々の談判に涉りたれども、最早、其機会を失ひたれば、更に其詮なく、遂に今日の有様とは成り行き、其實地にては全島みな魯領とも云ふべく、外国にても之を魯領と心得た

るに至れり。前文にも述べたる如く、此島を魯に与へんと発言する時は、何か愛國の念なきが如く、奮発の勇に乏しきが如くに、衆人に嘲笑せられんことを恐るるより、今日まで誰も此一島を魯國に与ふるの説を吐く者なし。(實際に涉り、明かに我國にて、此島を所領するの其利益なき理を通曉したる有識の人たりとも)、吾曹は、此嘲笑を顧みず、茲に公言して曰く、此樺太島は我邦に於て利益なし。之を魯國に与ふべし。魯國より代りの島を与へたらば、宜しく之を肯へんずべし。只此島に於て漁狩の自由を日本人に得せしむることを緊要とする而已と。

#### 四

夫れ樺太の地たる、決して我邦の人民の住居し得べき氣候に非らず。又其山に鉱物あり、郊に沃土あるとも、我が人民は之を掘り之を耕すことを欲せず。如何となれば、斯の如き寒地にて勞せんよりは、内地に於て之に勝るべき鉾山も耕地も容易に見出し得べきを以てなり。只北地の人民の此島に恋々する所の者は、漁狩の一條に過ぎず。然るに魯國の目的は樺太の地を所領するに在りて、漁狩の利を獲る為に在らざること明白なれば、假令この島を全領すれども、我が人民に漁狩の自由を与ふることの約は決して之を拒まざるべし。故に吾曹は此島を与ふれども、更に我が人民の利益を失はずと云ふ也。杞憂を懐く志士は、若し此島を魯國に与へば、乃ち我國の恥辱と成り、彼が覬覦の念を達せしむるなり。望蜀の志し、必ず我が北海道に及ばんと云へり。此説や世上一般に同意する所なれども、吾曹は之に同意することを得ず。如何となれば、近年魯國より北米利堅洲の地を合衆國に与へたれども、吾人みな之を目して魯國の恥辱と看做さず。何ぞや。其地は魯國

の為に利益なきを以てなり。又魯國をして覬覦の志あらしめば(必常あると極りたり)、樺太を全領するも其志を増さず、全領せざるも其志を減せず。始末亜細亞を全併せざる以上は、其欲に盈ちざる可し。故に吾曹は此島の取与に關はずと思惟したるなり。

○魯國にて獨立を万世に維持し、魯國と國界を接して、一毫の彼に譲らざるの権理を占むるの根柢は、人民をして愛國の念を深くせしむるに在るのみ。決して一寒孤島の取与に在らず。

然りと雖も、我國の交際家の伎倆にて、此島中に於て國界を立ることを得ば、即ち吾曹の為には、望外の大幸たるべし。

本記事は「天然所領」と「政令所領」を説く領土論に始まり、幕末明治期の樺太問題に於ける日露交渉史を論述した上で、結論へと至っている。そして、「實地にては全島みな魯領」「外國にても之を魯領と心得たる」という既成事実も當時にはあつて、その結論は極めて明白である。ロシアの樺太に対する目的を樺太の地の領有にあるとして(魯國の目的は樺太の地を所領するに在りて、漁狩の利を獲る為に在らざること明白なれば……)、漁業の自由を確保できるのであれば、「此樺太島は我邦に於て利益なし。之を魯國に与ふべし。魯國より代りの島を与へたらば、宜しく之を肯へんずべし」というものである。恐らくは、明治政府の意志を代弁したものと考えて大過あるまい。ここに岡本草庵らが領有の利益を主張した「天然の福地」樺太は、漁業のみの地として認定されることとなつた。

## II 日本政府は無慈無愛と見做す可き説

一

○我々何を以て此善良純美の政府を見做して、かく浅間敷名題を付したりやと語らんに、亦其政府の自から以て此地地位に晏然自居して、更に疑懼顧慮の念一点も無き様子なれば、如此見做さざるを得ざるなり。

政府此悪名を受けて、一言一句の解釈する能はざるの証は、何に在りやと問はば、其政府の信じて疑はざる新聞紙論説中に就て、確然の実に其説を誇示するに因りて、明了に政府の心腹肺腑を洞悉するに就く之の証拠を得ればなり。

日本の政府は八省一使を建て、内外諸務を治め使むると雖も、其之を統御する所の者、太政官なれば、之を目して日本国政府の根本源流と名づけざるを得ず。故に之を外にして、豈更に日本政府の神髓脳本あらんや。

其日本政官の神髓脳本とも、心腹肺腑とも、号して更に賽の無き太政官より、特別の免許を被り、新たに太政官御用の極印を打て摺り出さる新聞紙は、則ち取りも直さず太政官の新聞紙なれば、其本社論説は、亦則ち太政官の旨を能く知り能く受て述べたる者にして、決て他新聞社の編集者輩の縦横馳騁して、抑揚頓挫都て己の意見胸臆を據べ、得手勝手論を吐き散らす者と同一ならざるは、独其新聞を読む者の信ずる而已ならずして、其新聞を許可したる政府も官員も承知の事なる必せり。去れば、其論説の固より誤謬の有る可き理無く、若し誤謬ありては政府も人民に對し申訳無き次第なり。是れに因りて我々が其実に日本政府を無慈無愛の悪名目を膺受して厭捨る能はざるの確証を得て、之を公

然暴布して更に其罪を得ざるを信ぜり。

二

太政官御用新聞紙本月二日、体裁始て改り、世上一同、眼を開き耳を清め片唾を吞で拝見するに、同三日諸公布終て第一日揚げたる東京新聞本社の論説は、則ち外交小言第六号にして、小言此に編を止めたれば、則ち知る、小言全号大旨意の在る所にして、孔丘の春秋獲麟の絶筆よりも慥にして、政府の精神全注の曙れ場なり。此一大晴場に喝采の声ヤンヤは投置き、読人聞人、憤悶激昂、怒極て悲に至り、哀極りて慟に至り、八十余州三千万人涕泣声を飲み、口敢て言はずして、心敢て怒る者は、唐太の地は我に於て益無し、如かず、割て以て魯に与へんには、の一語なり。嗚呼、情なや、日本政府。嗚呼、情なや、太政官。北海道に住して我が政に服し、我が制を喜ぶ二千余人の男女は曾て我々の同胞兄弟に非ずとするか。(カラフト)の内にも(ホロアントマリ)のレイテレ、(ナヨロ)のシラスンカリ杯は、新聞紙位は拾い読も出来る者なれば、若し是等の人、此御用新聞を得て之を読み、彼地にも能く大義を知り、方向を誤らず、且つ衆望もある(ローレー)の礼五郎、(マクンコタン)の新五郎、ウシヨロ(旧幕の時大野・土井氏漁場)のシッペイチュウ、(タライカ)のアンマハツシランケ等に告げなば、其慟哭悲哀の情、如何なる可きやを知らず。是等の人物は皆四十七八度以北に住せる人々なり。

以上諸人、及び其余もアイノ種属は、皆日本に服従し、日本の官人を怕び慕ふの念慮篤摯なるは、文化開未開の殊あれども、其中心に至りては、琉球蕃民と何ぞ別たん。御用新聞の思召にては、アイノ能く日本に服従し、日本官人を怡悦するは、畢竟

する所、煙草米酒の供給を仰が為めに、追従輕薄を為して、媚  
佞を呈するなりと為されんか知らね共、アイノは実に直情徑行に  
して、彼社専務の諂諛では無し。紆余曲折して回護する者に非ず。

御用新聞に云く、カラフトの名は唐人の義にして古来より我が  
國此島を指して異邦と為の証なりと。失敬ながら是れは途方途轍  
も無き沙汰の限りと申す程の説なり。日本人、今に異国人を概し  
て唐人と音でこそ呼べ、カラヒトなどと歌謡者の如き雅馴の訓を  
用ゆる者無し。殊にヒトフと訛る如き北辺鄙語の歌詞を用ひ来る  
など、絶て受け難きのみならず、同州の語に細蝦を指てカラフト  
と呼ぶ事は、彼州に在る日本役人皆聞知る所にして、此州東南に  
シレットコト崎と称する細尖角あり。又其奥シリマラカの地にも同  
様尖角あり、之をシンノシレットコと呼ぶ。此二尖岬湾環して宛然  
たる長鬚にして、全州の形ち蝦身に類せるを以てカラフトと呼ぶ  
は、猶日本の古名蜻蛉と呼ぶと同義なり(但し北海十三州の人を  
指て蝦夷と称するは、其の義自から別なり。古昔津輕其他にも  
蝦夷の住せる有ればなり)。

### 三

其地彈丸黒子、其民悍冒冥頑ですら、支那政府台湾の地を惣然  
遺棄に附するに忍びず。能く五十万テールの高価を捨てて日本に謝  
し、以て之を保護するに之を奈何ぞ。カラット漁利数万の地、  
殊に馴服奉承二千余人の我が同胞兄弟を把で、之を他國に附  
して疑はず。政府愛親覚羅に対して能く恥る無きか。

仏人メルメットデカシオン氏云、カラフトの地は魯の衆願す  
る久し。日本、今日の力能く之を永久に保し得可きやを知らず。  
然りと雖も日本政府肝を壮にし、決して之を挙て魯に附するの語

を出す可からず。然らんには魯強て之を取とも、曲直の在る有り  
て、百年の後、日本兵力盛に軍艦多きの日に至て再び之を復す可  
きの詞ありと。和春は奸曲の徒にして、衆の共に憎む所なれども、  
其人を悪て其言を廃せざるは、我々の独りする所なり。此の如  
き日本の板垣内なる事判然たる土地人民を挙て、之を魯に附与せ  
んと謀る。誤謬の甚しき論説を自慢らしく世上に公布して更に忌  
憚なく、又官よりも一切置て問はざるを見ては、我々の批評を受  
けて辭す可きに有らぬに似たり。と雖も、猶ほ一款の我々が全  
く日本政府を認めて無慈愛と確定し得ざる者有り。是れ更に揚げ  
て其疑を解き、此悪名目を挙て貴重なる帝國日本の政府に、全く  
帰す可きや。又は此社の認妄に出で三千万衆の耳目を警聳にして、  
全く罪を政府に塗付け、己を国を売るの奸謀を逞せんと計りしや  
の大闕系大疑案を分明弁断せざるを得ず。

### 四

此疑案は、日本政府の向者榎本武揚氏を特命全權公使と為し、  
魯國に往て駐留せしむるに在り。政府の心、全くカラフト全島を  
挙げ鬪斗を付て魯國に呈するの意ならんには、一介の使命にて事  
足れり。何ぞ莫大の費を供し人材を特撰して永年居住せしめて、  
然る後、慇懃を表するを苦求せんや。況んや武揚氏の人物たる、  
決して唯々諾々、唯他國の命令、是奉じて侃々論なき者に非ざ  
る。余未だ其人に接せずと雖も、其必ず然るを信せり。

我々の慾目には知らねども、日本政府の人材を撰む、頗る能  
く其任に勝へて、其職に曠せざるは、歐洲開明の政府と雖も、  
敢て多讓せざる所にして、大隈氏の大藏卿に於ける、大久保氏  
の支那に使命せる、皆妙に其器を得るを以てすれば、豈特り榎本

氏の魯に使用する大任に於て之を失する有らんや。然れば、我々の思想も必ず誤る無く、彼榎本氏は、今頃、必らず保得爾堡の重細軍院に於て、盛に国境彼我曲直の理を弁論して、勇邁猛銳、往復弁明して、毫も枉屈を受る無らん。若し我々の此思想の通ならば、日本政府は慈愛深く、智謀深遠にして、実に八十八州三千万人の共に感戴捧翼して、無上に恭敬し、尊重す可き政府と仰がん。

然るに御用新聞の割地請和を上策とする社説を主張して、政府の心腹肺腑全く此に注するを揚て、政府一語の之を排斥するあらず。之を一般の世間に公布せしむるは、実に咄々恠事にして、新任魯国駐日本公使、之を説まば、欣然として贊を掀して必らず言はん、我事成ると。然して速に之を本国政府に報じ、榎本公使の論は云々なりとも、日本政府の論は此の如しと此一紙を把て鎮案公判と見做さば、憐む可し。榎本氏は彼に在て空しく饜食其が■に烹られん。

#### 五

御用新聞、既に前の如し。故に之に附和して横浜毎日新聞には、既にカラフトを割て魯国に百七十万円に売れりと云投書を掲出するに至れり。益魯国公使をして喜悅して日本政府に人無し、并せて其人民に人無し、と窃笑せしめん。故に我々反復縦横急言竭論して、日本の政府と日本の人民とに告ぐ。能く我々が此説を讀み、御用新聞と交互して我々が果して妄論なるか、政府の果して無慈無愛なるか、將に彼の社編者の誣言なるかを、詳細に弁明して我が妄言ならば之を駁し、政府の無慈無愛なるに之を哀訴獻言し、御用新聞の誣ならば其売国人の好情を鳴らして之を罪せよ。

日本の人民は卑屈抑制に馴るる、日久し。故に御免の二字を見

ても既に之を畏憚尊信し、僅に徒步通行す可き道をラミニヘス（乗合馬車）を挽廻しても過誤とさへ云へば、米を食う虫一疋の命代四十円にて済み、越中富士の鼻尿の臂の垢は、三千万人が四百余病を癒す良劑丸薬となる仕癖なれば、苟も御用の二字を揚げたる新聞紙は、決して前の如き誣妄奸言は有るまじくと其看板を見て形に怵へ声に揚て一言も出す能はざらんことを憐み、故に我々此忌諱なき説を立て決して遠慮に及ばず。各其所見を述て是非を明論す可きを証せり。

主張はIに記した「外交小言第六」の樺太不必要論への反駁であり、加えてそれが日本政府の意志（政府の精神全注の晴れ場）でもあるのではないかという疑義の提出である。岡本は、樺太を領有し、その豊富な資源を活用することによって、「五年を出でずして成功を見」（『岡本氏自伝』）、そして日本は「支那に匹敵すべき大国となるべし」（『岡本氏自伝』）との考えを抱いていた。加えて、ロシアに対する「魯、柯太を開く。其の志、柯太に止まらず」（『開拓事宜』）という危機感。これらを考えあわせれば、日本政府が今まさに行おうとしている樺太領有権の放棄は、「北島なければ是れ南島なく、南島なければ是れ中国なきなり」（『開拓事宜』）とのアジア構想をもつ岡本にとっては、ビジョンなき愚策にしかうつらなかつたであらう。

### III 日本人民は蛆虫にも劣るの説

我々、豈に此不好字而を拈し来て尊重なる帝國日本の人民

に冒称せんや。此字面は日本人の平生其口吻辭氣に出して、自から称説する所なるが故に、止むを得ずして、之が題目となるなり。抑も日本の人民は、左迄愚陋汚劣とは思はれぬ共、何故自から重なる事を知らざるや。自から重なることを知らざるのみならず、何故自から軽賤して無知無識の蛆虫にも及ばずとするや。

聞く、其民年来武人の專制抑圧を受けるが爲に困る、と。如何に武人の專制抑圧の甚だしきと雖も、まさか拳國の人民を以て、蛆虫にも不及とはせざらん、其此極度に至る者は、蓋し國國の人民、自から抑へ、自から屈して、平心に蛆虫にも及ばずとする者あるに似たり。

去れば福沢氏が『学問のすすめ』を著して何程之を開導誘掖するも、前參議達が民撰議院の説を著して矢竹心に成りて之を鼓舞作興するも、兎の毛程も氣に引立か無くして、無知無識蛆虫よりも遙に劣れる域中に安心して、更に無念とも残念とも思はざるなり。

三千万人中には、學識のある先生と稱す可き人もあり、高位高官に昇りて貴人とも仰ぐ可き人も有るに、押並て此蛆虫にも不及とする根性の終始、言語に出だし辭氣に露はして一向耻辱とも思われぬは、扱々合点の參らぬ話ならずや。此事に人々氣が付て自から開悟し發明し得ぬ間は、逆も開化だの文明だのと一口も我々に向て言はざる事は決して成らぬ筈なぞ。

津田氏が『天狗説』を書いて人心の惑を解かん事を欲し、天外如来子が報知新聞へ投書し、いくら諄々と弁じた逆、何しに此自から信じて蛆虫にも劣れりとする日本の人心に入らんや。一向やくだいも無き馬鹿骨折なり。

我々久敷此國に居て、許多の人に接しても、今日迄まさか是程迄に日本人の品行愚劣とは思はざりし。

日本の官人や学者は申迄も無く、凡庸市井の賤民販夫と雖も、之に對して試みに汝等は蛆虫より劣れりと謂へば、至懇の中にても、必ず佛然勃然たらざる無れば、まさか蛆虫の賤む可きを全く知らざる印度人・亜米利加人の如くには非ざれども、之を尊信して我智の逆も蛆虫に及ばずとして、之を極尊信するの愚なるは、又此黒人種より遙に過たり。

二

人情已に住む所の人を愛して之を敬するは当然の事にて、我々の日本人に於ける、固より愛し敬する所なれども、其人の自から己れの口より稱して蛆虫にも及ばずと言ふと聞けば、扱々苦々敷とも、氣の毒とも云はん様なし。去れども、其人の心に深く信じて如此言ふは、他人より何共開説するに由無し。唯我々が決して故意に造言作語して日本人を罵るには非るを示すのみ。請ふ二三の確証を挙て之を明さん。

我々が館中へ年来入込む商人あり。頗る伶俐にして能く英語を話す事も出来る者なるが、一日小貨教品を持来り售を求むるに、固より品に精鹿あり。随て価も高下あれば、我戯れに其精品を下価に購んと言たれば、彼正しく答へて夫れにては余り虫の宜しと云ひたり。精品を下価に購はんとするは、人の情にして、情は靈性の活機なり。然るを渠は認めて蛆虫の所爲なりとしたり。

我が備へる小使万歳は、温良質実にて、四年來能く我に事へしが、一朝瑣事に激して去り行しが、日を隔て来り、自悔して復た事へんを望む。其謝語に、先日は我が虫の居所悪しく、左迄の事



ならざるに怒れり、と。是れ此軀殻内に喜怒哀樂の分区ありて、虫其喜分に居る時は我怒事に遭ふと雖も喜び、虫其怒分に居る時は身喜事に觸るも怒ざるを得ずと爲るに似たり。

又先年当港より東京へ日々往反する川蒸気ライラン船破産して、多人焚溺したる日に、一人あり。友と約して既に此船に乗せんとせしが、俄に心に掛る事ありて、約を違へて止り、友人のみ乗りしに、友人果して惨禍に罹り、己は無事なりし。後に其事を余に話して云、全くは我も乗らんと決したりしが、思ふ仔細の生じて乗らざりしは、虫の知らせたるなり、と。靈魂神妙の働きに感じて、予じめ其禍機を暗知せる如きは、僥倖とは云ながら、実に腦■の尊む可き処なるを此人は却て誇て全く我が身の中の虫の所為とせり。

国内に遍ねくして孩提童児の病は、寒熱虚実を問はず、一切此虫の祟なりとし、治を請ふ。父母も治を施す。医者も共に恠まず。又尊信する所の神にも此虫を封じて祟を為さざらしむるの符ありと。其大人病も噎氣呑酸は虫津と爲し、歯牙疼通は虫齒となす。貴賤智愚一般なり。

婦人産育の如きは、造化生育の本にして、人間の一大事なれば、全九ヶ月中、愛重看護を加へざる無し。故に其の始め、経閉悪阻より、帛巾紫肚より、一々明徴して之を見知せざる無し。然るに何ぞや。其聲に臨み、陣痛するに当り、絶て我子たるを知らず、虫のかぶるなりと唱へ、分婉して呱呱の声を聞かざる内は、全く虫の爲めに此無量の苦痛を受ると爲る者に似たり。

### 三

試に問ふ。日本人、是迄、千百人の屍を解剖せしならんか。一

人にも蛔虫の外に人身中に存せる虫は無かる可し。此虫たるや、耳目口鼻なく手足なく、蚯蚓と何ぞ殊ならん。然るに造化真神の賦與して己れが脳中に具存せる魂神の活機妙用を把で、此肚裏蠕々蠢動するのみ。些の知識をも具せざる蛆虫の所爲とし、此蛆虫を尊信己の智識の量知する能はざる所を、能く量知する至貴至靈の者となす。何ぞ其愚陋汚劣なるや。

全国三千万人が、此千百年來の自屈自卑自愚自陋の見解を心の内のどこかに存して、全く忘れざるの間は、譬へ何程に学者が骨折りて論とも、賢人が代わり代わり口を酸して導ても、決して人の心性が開明して、義務を知り、人間一人前に成ること能はざるは、我々が暫て深く信する所なり。

然るに人間の真似として、開化だの文明だの民撰議院だのと云々するは、躡等とも越俎とも譬へん様無く、我々が目より見ては、実に報復絶倒に堪へざるなり。

故に我々深く冀望す。帝国日本の人民、自ら能く憤発し、能く自ら貴重して、早く蛆虫の域を脱し、我々と共に文明開化人となりて、民撰議院を興す様ならんことを。

文中に福沢諭吉や津田真道といった明六社のメンバーの名が見えることからわかるように、所謂当時の日本人論の一端を示すものと考えてよい。

久しく「武人の専制抑圧を受」けた日本人民は、「自屈自卑自愚自陋」という「蛆虫」なみの状態に陥っている。福沢諭吉や津田真道の論説もむなしく、現日本人は「蛆虫」であることを「無念とも残念とも思」はない。日本人自身が「心性が開明して、義

務を知り、人間一人前」になるためには、「自ら能く憤発し、能く自ら貴重して」、「文明開化人」となり、「民撰議院を興」さねばならない、という主張である。

### おわりに 岡本韋庵のスタンス

樺太問題に關して、岡本の構想を知る上で重要な資料となるのが、師岩本齋庵にあてた手紙に見える次の一文であろう。

「幕府に奏して都下の遊手之民を率いて蝦夷若しくは小笠原等に往き、徐に僻を墾し、共に地著之民と為り、以て國家の恩に報いんと図らん」(齋庵岩本翁に奉るの書)

この書簡は岡本が未だ樺太を知らない時のものであるから、直接樺太構想とは結びつけられないが、ここに見える「遊手之民」と「地著之民」という言葉は注目に値する。幕末の当時、江戸や京都に於てエネルギーを持てあましていた若者たち(遊手之民)を未開の土地に移住させ、農業や漁業に従事する定住者(地著之民)にしようというものである。

そして、この考えは、後の樺太構想の中では次のように展開している。

「今や腰に長劍を横へ、口に文書を誦し、各所に横行激説して幕府を睥睨するもの天下に充滿せり。幕府失政の然らしむるに由るといへども、実は此輩が其所を得ざるがため、不平を訴ふるもの多きことなれば、大に地を拓き此輩を其地に移して、一家の産業を得せしめ、陰に北門の鎖鑰たらしむべし」(岡本氏自伝)

すなわち、幕末期に於て京都などで志士と称して無為にすごし

ていた多くの若者たちを樺太に移住させるということは、国内の生産力の向上と北の守備の一石二鳥であるという主張である。

また民撰議院設立に關しても、岡本は次のような意見を述べている。彼が中国の曲阜に赴いて孔子の子孫に対して述べた言葉である。

「今より後、中国の政を為すは、唐虞以来の帝王の裔の上議院、天下の道術ありて志を得ざる者の下議院を互角にして、合衆協同して、斯の民を仁寿の域に躋らしむべし。此れ西洋の実より出づ。古に所謂「郷土庶民に詢る」ものなり」(『支那遊記』十月二十九日)

もちろんここで述べられているのは中国の施政についてであるが、彼はここを上議院と下議院を設け、両院同等の合議制とすべき構想を提示している。

これらは日本経営を基盤とした対諸外国構想を示すものであり、岡本が樺太のみの人物ではなかったことを知る格好の資料となる。そういう意味で岡本自身が後に自らの青年期を

「余幼より四方の志あり。何とぞして一家の人物たらんと思ひたり」(岡本氏自伝)

と称した壯図の一端を垣間見ることができよう。

### 一 註

(1) 「外交小言」は明治七年の一月一日・一月七日・一月十三日・一月二十日・二月五日・二月十四日・二月二十三日の都合七回に渡って掲載。当時の外交上の諸問題について様々な点から論及している。

- (2) 一九九四年、筑摩書房。
- (3) 一九九九年、徳島大学国語国文学第一二号。
- (4) 「奥」は「奥蝦夷」すなわち樺太のこと。
- (5) レザノフ(二七六四―一八〇七)のこと。文化元年(二八〇四)、来朝して通商条約を求めると拒絶される。
- (6) 一八〇三―一八三。ロシア海軍提督。安政元年の日露和親条約、同五年の日露修好通称条約を締結。
- (7) 阿部正弘(二八一九―一八五七)。江戸幕府老中、備後福山藩主。
- (8) 一八〇九―八一。東シベリア総督。
- (9) 間部詮勝(一八〇二―一八四)。江戸幕府老中、越前鯖江藩主。
- (10) 安藤信正(二八一九―一八七二)。江戸幕府老中、陸奥磐城平藩主。
- (11) 竹内保徳(一八〇六―?)。勘定奉行兼外国奉行。
- (12) 松平康英(二八三〇―一八〇四)。外国奉行兼神奈川奉行、棚倉藩主・川越藩主。
- (13) 一七九八―一八八三。ロシアの外交官、外務大臣。
- (14) 一八三二―一九〇八。ロシアの政治家、外交官。
- (15) 小出秀実(生卒年不詳)。
- (16) 一つの望みを果たして、さらにもう一つ欲張ること。
- (17) 身分に外れたことを望むこと。
- (18) アラスカのこと。
- (19) 『岡本氏自伝』(徳島教育委員会編『岡本氏自伝・窮北日誌』昭和三九所収)に、「北島土壌の膏沃なる物産の殷富なる、真に天然の福地なれば之を開拓して得失相償ふこと能はざるの理あるべからず。……今日急務は北島に如くはなかるべし」とある。
- (20) 明らかにし尽くすこと。

- (21) 受け入れること。
- (22) 『春秋』の哀公一四年に、狩りをして麒麟を得た記述があり、孔子がその事件を以て『春秋』の執筆を絶つたという故事。
- (23) 人情が厚く、正直で親切なこと。
- (24) よろこぶこと。
- (25) その形状から台湾を示したものを。黒子はほくろのこと。
- (26) 平気な様。
- (27) 明治七年の台湾出兵問題の和議に関し、中国側が銀五〇万兩を補償金として支払つた事実を示す。
- (28) 清朝王室の姓。
- (29) ものほしげな様。
- (30) 心をつにしていること。
- (31) 榎本武揚(二八三六―一九〇八)。一八七四年、海軍中將となり、特命全權公使としてロシアに駐在し、千島樺太交換条約を締結する。
- (32) 大隈重信(一八三八―一九二二)。
- (33) 大久保利通(二一八三〇―一七八八)。一八七四年の台湾出兵に関し、同年一〇月、清朝と台湾問題を交渉し和議を結ぶ。
- (34) 恩に感じてありがたく思うこと。
- (35) 非常にけしからんこと。
- (36) はつきりと決定したこと。
- (37) 『史記』の壊生列伝や淮陰侯列伝に名が見える、高祖の説客の一人。壊食其は高祖の命を受けて斉と和睦を結ぶが、高祖から斉討伐の中止命令を受けていなかった韓信は、命令を遂行。そのため斉に滞在中であった酈食其は斉王から釜ゆでの刑に処せられてしまった。
- (38) 註(19)既出。

- (39) 註(19) 既出の『岡本氏自伝・窮北日誌』に収められている。
- (40) 全国のこと。
- (41) 福沢諭吉(一八三五―一九〇一)。
- (42) ますます勇み立つ心のこと。
- (43) 津田真道(一八二九―一九〇三)。「天狗説」は『明六雜誌』第一四号に収められている。
- (44) 『礼記』学記篇に見える。等級や順序などを飛び越えて進むこと。
- (45) 『莊子』逍遙遊篇に見える。自分の職分を超えて他人の世話をやくこと。
- (46) 『贅庵岩本翁に奉るの書』は註(19) 既出の『岡本氏自伝・窮北日誌』の二九〇―二九三頁に収められている。
- (47) 錠前と鍵のことで、門戸のしまりを意味する。転じて出入りの要所のこと。
- (48) 『支那遊記』については、『徳島大学国語国文学』八一―一〇に翻刻・訳註を掲載した。